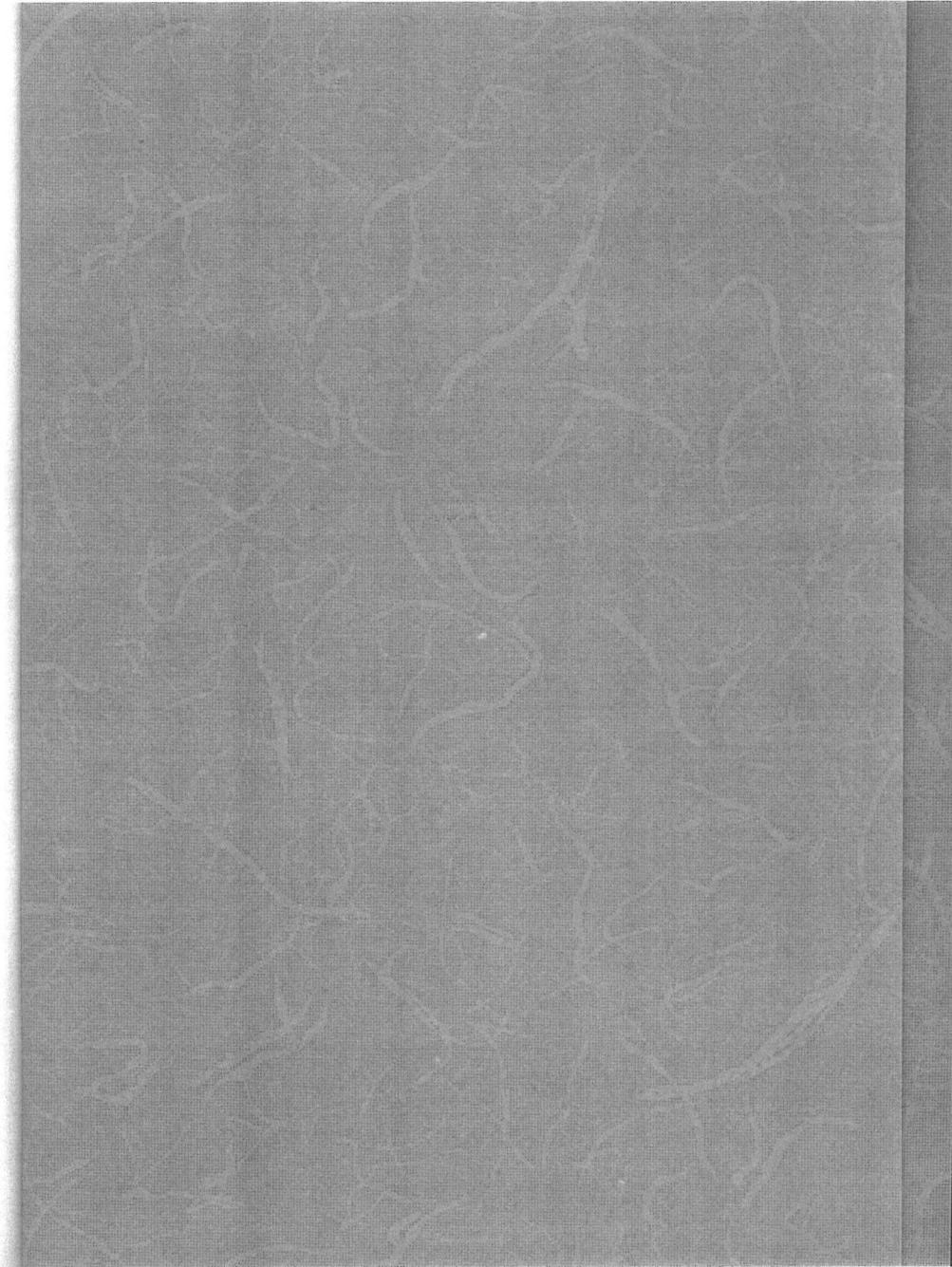


アルコール症の精神療法

新福尚武編

金剛出版刊



## IV

### 症例をもとに

ある。

またわが国において精神鑑定による措置入院患者数が数年来減少して来ている傾向にあるのも事実である。とはいへこれが単にアルコール症患者の減少を意味しているのではなく、アルコール症患者は依然として年々増加の一途をたどっているのも周知の事である。

もう少しこの辺りを言及するならば、あるアルコール症患者が発生した場合、その身近かにいる家人（主として妻）は患者の身体疾患、働くなくなるための経済的理由のみならず、酩酊による暴力沙汰、果ては嫉妬妄想等に対してその対応に困り果て、精神科の受診を奨めるが、自ら自覚してこれに応ずる事はほとんどない。ほとほと困って保健所に相談に行き鑑定を依頼しようとしても保健婦が逆に閑所となつて、アルコール症の場合なかなか鑑定申請書を書かせてくれない傾向が多分に見受けられるのである。

それだけではなく、これは地域によってかなり差異があるようだが、だいたいアルコール症患者は措置入院にしないと決めている県もしばしばあるようである。

たまたま患者が酩酊乱暴するために家人が一一〇番通報をして警察の保護を求めようとしても、警察官が到着すると、患者も心得たもので人前では取り繕い一時静かにする等のため、よほどのことがないかぎりなかなか保護し、警察官通報に至らないのが現状なのである。

しかし、実際にアルコール症患者の家族、特に妻の苦労は大変なものであり、単に医療経済

優先の理由で鑑定例が減少した事を喜ぶわけにはいかないのである。

昭和五七年度における当院の総入院患者数は四四四名であった。そのうちアルコール症で入院した患者は一九七名（女性九名を含む）である。

そのうちわけは措置入院患者一二名（全措置入院患者四九名）、同意入院患者一八五名であった。同意入院とはいへこの約三〇%は実は往診によつて半強制的に入院したものである。

つまり警察に保護されても鑑定に至らないまま要請に応じて警察署に往診したものが一一名、市および区役所に往診したものの二名、他科の病院に入院中の患者で転院せしめられるため往診したもの八名、直接家人の希望で自宅に往診したものの三六名、合わせて五七名である。

その他一二三名が保護義務者と同伴して外来受診の上入院の運びとなつた数である。（この中には保護義務者の他に警察官、福祉の職員、保健所員が同伴し、半ば強制的に病院に受診させられ入院せしめた一二名を含んでゐる。）残りのわずか五名のみが単独で自ら禁酒を希望して入院に至つたに過ぎない。

このように当院においては「入院時の状況」という出発点においてすでに大きなハンディキヤップを負つてゐる患者たちの治療が主なのである。

実際には治療過程を理論的に明確に、しかも劇的効果が見受けられ得るかのごとき論文は多

く見られるが、当院における実情は、昨年一年間にアルコール症で入院した一九七名中初回入院患者は七八名、再入院患者は一一九名の多さに及んでいることより推しても、快刀乱麻を断つごとき効果や変遷を見ることはまれであり、現場での苦労は大変なものなのである。

私立病院の特徴として一つの症例を長く治療し観察することが出来得る事が挙げられようが、以下長年にわたって観察して来た一症例を通して私見を述べてみたい。

### (II) 症 例

大正一五年九月二七日生 男

入院経過

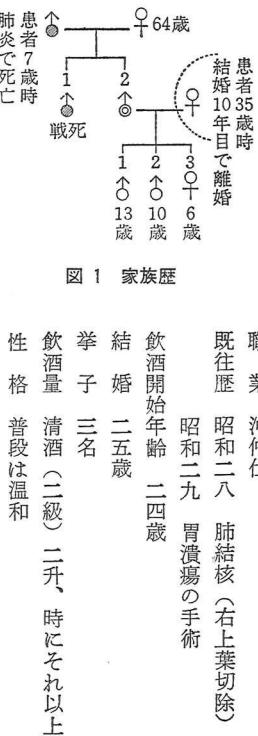
- ① 第一回目入院 三九歳  
当院（同意入院）昭和四〇・六・六～四〇・一〇・三一（五カ月間）
- 第二回目入院 入院間隔 六カ月目  
他のA病院（措置入院）昭和四一・四・一～四一・五・二五（一カ月間）
- 第三回目入院 入院間隔 二・五カ月目  
他のB病院（措置入院）昭和四一・八・一～四一・九・二三（一・五カ月間）
- 第四回目入院 入院間隔 二カ月目  
他のC病院（措置入院）昭和四一・一・一～四一・一・五（一カ月間）

- |             | 第五回目入院             | 入院間隔     | 八日目 |
|-------------|--------------------|----------|-----|
| 同 C病院（措置入院） | 昭和四一・一・一三～四一・三・一六  | （二カ月間）   |     |
| ⑪ 第六回目入院    | 入院間隔               | 一・五カ月目   |     |
| 当院（同意入院）    | 昭和四二・五・三～四一・一〇・一〇  | （六カ月間）   |     |
| ⑬ 第七回目入院    | 入院間隔               | 四年一カ月目   |     |
| 当院（同意入院）    | 昭和四六・一一・一二～四七・一・一一 | （一カ月間）   |     |
| ⑯ 第八回目入院    | 入院間隔               | 一〇カ月目    |     |
| 当院（同意入院）    | 昭和四七・一一・一三～四八・一・一三 | （一カ月間）   |     |
| ⑤ 第九回目入院    | 入院間隔               | 二年目      |     |
| 当院（同意入院）    | 昭和五〇・一・一〇～五〇・二・八   | （一カ月間）   |     |
| ⑦ 第十回目入院    | 入院間隔               | 六年目      |     |
| 当院（同意入院）    | 昭和五六・二・六～五六・四・一二   | （一・五カ月間） |     |

前表のことく精神病院に通算一〇回、その間一六年に及んで入退院をくり返しているが、当院での治療は第一、六、七、八、九、一〇回目の計六回の入院であり、そのうち筆者が治療を受け持ったのは第六回以降の入院についてである。

以下当院に各入院時の治療およびその経過を順を追って簡単に述べてみよう。

1 第一回目入院  
三九歳 時昭和四〇・六・六～四〇・一〇・三一（五カ月間）



三〇歳を過ぎてより酒量が次第に増えて来て数年間問題酩酊状態が続き、これがもとで三五歳で離婚しており、現在母親と五人で暮している。

清酒一升を飲み別れた妻の所に行き乱暴を働き、これを止めようとした近所の人と母親に外傷を負わせ、誰彼となくつかかり、家具を壊したりしたため警察官三名に取り押えられ、病院に連れて来られ、同意入院となつた。

診療録によると、入院時母親は「治療のために死んでも覚悟は十分に出来ている」と訴えており、これに対し院長は「いつまで預かれるか約束できない」と告げたことを記述している。

ところが五カ月目に突然母親が訪れて、経済的理由を強く主張して、院長の説得もきかず治

療途中で連れ帰つている。

## 2 第六回目（当院二回目）入院

昭和四一・五・三～四一・一〇・一〇（六カ月間）

入院時警察官三名同伴の上来院する。

一杯四五円のブドウ酒六杯飲酒、酩酊し、バスの中で運転手に言い掛かりをつけ乱暴した所をたまたま同乗していた警察官が派出所まで連行の後、来院し同意入院となる。前回退院後一・五カ月目であった。

派出所で保護している間に二回自分の首をしめたり、衝動的に舌を噛み切ろうとしたり自殺企図が見られたという。

入院第五病日より第二八病日まで振戦せん妄状態の発呈を見ている。

この間、四肢の振戦に伴い発熱、意識障害、破衣、保護室の戸を叩き壊す等のはげしい衝動行為も見受けられたが、第二八病日になつて初めてここが病院であるということに気付き、家族のことを心配するようになった。

母親との面談では、今までどこの病院に入院した時でも患者がしつこく面会を強要して病院

側を困らせ、結局退院させられるようにもつて行くことが常であったと述懐している。

精神症状がとれてからは治療に協力的であり、作業、レクリエーションにも積極的に参加する。

入院四ヵ月目にマイクロバスで海辺にある病院の保養所の草刈り作業と野外食に参加したとき、筆者も家族を同伴してこれに参加していたが、この筆者の子供を見て患者は初めて「家族」という共同体の大切さを悟ったという。

その後五ヵ月目には開放病棟に移り、経過良く入院六ヵ月目で退院となつた。

退院時には、沖仲仕という仕事柄どうしても一仕事区切りがつくと酒を飲むしきたりがあるため、本人の希望で、筆者の自筆で、自分はアルコール症治療中の者であり、決して酒を禁めないで欲しい旨の事を書いて、定期入れに収めてこれを常時携帯した。

### 3 第七回目（当院三回目）入院

昭和四六・一二・一一～四七・一・一一（一ヵ月間）

前回退院してより実に良く働き禁酒を守り、その間に電化製品を全部家に購入し揃えたほどであつたが、約半年前位からふたたび飲酒するようになった。再飲酒の動機としては、同僚より仕事の上で患者がゴマをすっているようだと又聞きしたため、これを非常に苦にし始め、悩み仕事を休みだしやけ酒を始めた。

次第に酒量は増え、半年間で一五〇万円も借金し飲み歩いている。

入院時は、近所の飲み屋でケンカをして警察に保護され、当院に連れて来られ同意入院となる。前回退院してより実に四年一ヵ月目の入院となつた。

派出所に一時保護されている時自殺を図ろうとしている。

今回の入院ではそれほど強い離脱症状は発呈しておらず、入院二週間くらいからは元来の物静かな状態に回復しており、この時期に今回飲酒した理由を、会社の事でいろいろと悩みやけ酒を飲んで馬鹿なことをしたと後悔しており、続いて母親がしつかりし過ぎていて強情張りで何をしても自分の思うように行かない、妻も母が離婚させた、自分も何度も子供を連れて出ようと思ったが、年寄一人を残して家から出ていくことも出来なかつたと述懐している。

この頃よりクリスマスの演芸会の準備で小道具を作成するのに一生懸命手伝ったり、他患とのつき合いも良く、看護者にもよく協力して入院一ヵ月という比較的短期間で退院した。

### 4 第八回目（当院四回目）入院

昭和四七・一一・一三～四八・一・一三（二ヵ月間）

前回退院後職を転じ、持ち前の手先の器用なのを利用して外構大工となつた。仕事は一生懸命したので上司の信用もあつたが、精神病院に入院していたことを同僚が知つており、何かにつけて仲間にすれにされた。

前回退院して八ヵ月目頃より（入院二ヵ月前くらいから）ふたたび大量飲酒状態が始まり、給料の七〇%を酒代に浪費するようになった。

前回退院後九ヵ月目頃（入院一ヵ月前）に母親が入院を奨めたが、本人が強く反対して来院しなかつた。

入院直前の二日間家をあけ飲み続けて一〇万円も浪費している。

入院当日、母親の希望で往診したがすでに朝より清酒六合を家で飲んでいた。

家の内外を問わず大声を出し近所の人たちにも迷惑を掛けしており、仕事に行くように準備していた弁当を母親に投げつけ、大工道具を出せ、チヨウノウで頭を割つてやると興奮する。

どうにか説得をして同意入院せしめた。前回退院後一〇ヵ月目の入院となつた。入院翌日母親が衣類等を持参したが、普段気がやさしくおとなしい性格であるが、飲むと人ががらりと変つて乱暴をする、当分手紙も電話も許可しないで欲しい、自分が来院したことすら内密にしておいて欲しい、後で恐ろしいからと訴えている。

入院後約二週間はアルコール離脱時に伴つて心気症的苦訴が強く認められた。

胃部の不快感、下痢、逆に便秘、不眠等をしつこく訴え、数々の身体的検査を希望している。

内科医の診察では、レントゲンによる胃透視で著変を認めなかつたが、服薬だけでは納得せず、カニ食にしたりしている。

この入院初期の刺激期を経て一二日目に入つてより普段の人当たりのよい人物となり、こうなると院内の同人雑誌の編集、ガリ版刷りに没頭したり、開放病棟に転じては、クリスマスの芸会の準備で小道具を作成するのにいろいろと工夫を凝らし、母親に電話をしてわざわざ家から自分の大工道具を持参させたりしている。

年末になって母親が来院し、税務所に支払う金がどうしても数十万円要るので早く退院させてくれと頼みながらも、飲酒のチャンスの多い正月だけははずして欲しいともいう。

その後も年末の餅つき行事にも終始熱心であり、元旦には近所のお宮に参拝に行つたりし、病院生活にすっかり解け込んでいる。

正月明け早々に退院したが、退院が決まつた日になつてもまだ病室にハンガーが不足しているといって自分で作成しており、夕方になつて入院治療を感謝しながら退院して行つた。

## 5 第九回目（当院五回目）入院

昭和五〇・一・一〇～五〇・二・八（一ヵ月間）

今回の入院となる約半年前頃より次第に飲酒量が増えて來ているが、直接再飲酒のきっかけとなつたのは、娘の就職の問題と二六歳の息子の結婚話が起きて來たが、結婚することに対しとの理解が悪く家人と意見が合わず、結局酒を過飲してしまつてゐる。

母親のたっての往診依頼があったため、往診の上同意入院となつた。前回退院より二年目の入院である。

今回の入院では強い離脱症状の発呈は認められず、入院第六病日には、あの祭りです、どうにもなりませんと笑って話している。

この日に施行した心理テストの結果は後述のごとくであった。

その後、書、習字を熱心に他の患者たちと一緒に自習している。  
入院第四週目になって母親が急に来院して、このままだと結婚の話が破談になつてしまふと、早々に連れ帰ってしまう。

#### 6 心理テスト結果（昭和五〇・一・一六）

知能検査（コースブロックデザイン・テスト）

精神年齢 一五歳八カ月

知能指数 九八

性格検査

・ MMPI

家庭内葛藤などの悩みが多い。内攻的。異性との交際下手。

・ BAUM テスト

内向的。何か（過去）に固執している。感受性が強くもろい。自分自身の意図を隠しづかし、物事に接近できない。現実との接触を恐れ、愛想のよい態度で中まで入り込めない。用心深い。易刺激的。不全感。抵抗力のなさ。防衛的。仮面。注意深く抑制された適応。やや警戒心。未決定の問題をかかえている。

#### 7 第一〇回目（当院六回目）入院

昭和五六・二・六～五六・四・一二（一・五カ月間）

六年間酒を断つていたが、年末の護国神社の基礎工事の完了を祝い振るまい酒を飲んだのが直接のきっかけとなり、統いて正月になつてビール七、八本を毎日飲酒し出し、ふたたび大量飲酒が始まつた。

実際には娘の結婚話が持ち上がり、結納を直前にした一番大切な時期に当つてはいるのに仕事も休みがちとなり、家人に暴力を振るい始めたため母親の強い往診の希望があり、往診の上入院となつた。

入院後の強い離脱時期に統いて何事に対しても訴えが多く、服薬にもこだわる等の刺激時期を過ぎ、この頃に母親の来院があり、兄弟や子供の所へ手紙を多数書き送つてくるのでこれを止めるよう説得して欲しい等訴え、自分は面会もせずに帰つてはいる。

入院三週間目頃より落ち着いて来ており、入院一ヶ月目には開放病棟に転棟して作業に積極

的となる。自室でも一生懸命に絵を描き練習している。

入院二・五ヵ月目、母親の突然の来院により、経過も良好であるため即日退院となつた。

### (三) 入院経過のまとめ

飲酒開始は二四歳時、二五歳で結婚しており、三〇歳頃より次第に酒量が増えて来、問題酩酊状態が数年間続いたため三五歳で離婚となつてゐる。

初回入院は当院であり、三九歳であった。続いて第一、三、四、五回目はいずれも措置入院であり、当院とは異なる他の施設であった（第四、五回は同一施設）。

当院の入院は第一、六、七、八、九、一〇回目の六回の入退院があり、いずれも同意入院であつた。

第一、六、七回目の入院時の状態は、同意入院とはいへ、實際は警察官通報による精神鑑定を施行する暇もないうちに、警察官が当院に直接連行せざるを得ないほど急を要した状態での入院であった。

第八、九、一〇回目は母親の希望に応じた自宅往診による同意入院であった。

患者三九歳時の初回入院より一六年間で実に、通算一〇回の入退院をくり返してゐる。

職業は沖仲仕、途中で大工に転じているが、いずれも飲酒する機会の多い職種である。

飲酒耐性は非常に強く二升を超えるほどであったが、その飲み方は毎日習慣的に飲酒するのではなく、何かのきっかけを機に飲み始めると次第にその量を増やし、比較的短期間で大量飲酒に至るタイプである。

酔うと酒乱となりがちと人が変り、かくて加えて身長一八〇センチを越える大兵でもあって手に負えなくなる。

後に完全な健忘を認めてゐる。入院後は普通は軽い離脱症状を認める程度であったが、当院第二回目（通算六回目）の入院では振戦せん妄状態の発呈を見ており、この時入院前後の完全な意識障害を認めてゐる。

入院後の経過は、何らかのアルコール脱却時における離脱症状をみた後、刺激期ともいえる精神的不穏、攻撃的で、患者の執拗な訴え等の時期を約二、三週間を経て精神的安定を見、いつたん落ち着いて來ると今度は逆にその態度は打って變つて治療に協力的となり、むしろ憑かれたごとく作業やレクリエーションに没頭した。

入退院の状態は、第一、六、七回目の前半の三回は警察官の連行による有無を言わせぬ同意入院であり、後半の第八、九、一〇回目の入院は母親の希望により自宅往診による同意入院であったが、退院はいずれも病院側より退院を決定して家族に連絡するという普段の手順での退院ではなかつた。つまり、入院時は恐ろしい、厳しくと言いながらも、いつも母親の独断で経

溶的原因とか家庭的問題を理由に半ば強引に連れ帰ってしまい、退院後は外来通院を極力奨めたが、入院直前に母親が入院相談のため一度受診した以外はいずれも外来通院することはなかった。

当院入院二回目（通算六回目）の入院で、振戦せん妄の発呈、これを経過したのも作業療法の一環として保養所の草刈りと野外食に参加したことがあり、退院時筆者あての置手紙の内容で判明したのであるが、このとき筆者の同伴した家族（子供たち）を観察してうらやましく思い、ここで初めて自分の家族というものを意識し、悔恨し、悟ったというのである。

事実それまで五回の入退院の間隔は、実にすべて一・五ヵ月以内の短期間での再発であった。それまでは患者の容姿が大兵で、酔うと大変な乱暴を働き、入院後も訴えが執拗で威圧的なため、いわば県下でもなうての札付きの患者であって、職員が恐れ敬遠するため病院を監回にしていた感があった。

悟ったといって退院したが、事実その次の当院三回目（通算七回目）の入院までには四年一ヵ月を要したが、同僚との対人関係で悩みこれを契機に飲酒を再開しての入院となっている。

当院入院四回目（通算八回目）もやはり同僚との対人関係で悩んだことが再飲酒のきっかけとなつており、当院入院五回目（通算九回目）は息子の結婚話、当院入院六回目（通算一〇回目）は娘の結婚が直接のきっかけとなるという、いずれもいわば対人関係での失敗が原因となつて、いったんかなりの期間禁酒していたのにもかかわらずふたたび飲酒し始め、入院せざるを得なくなつてゐる。

#### (四) 考 察

昭和五七年の当院にアルコール症で入院した患者数は（一）の項のごとく一九七名であり、そのうち自ら禁酒を希望して入院したものはわずか五名にすぎなかつたが、これとて自分一人でどうしても禁酒できないからという理由で来院する例はごくまれであつて、これと異なり、長期間にわたつて入退院をくり返し、家族を失い、社会の適応性がせばまつて来てある意味でのホスピタリゼーションを来たして、アルコール依存から病院依存とでもいえる状態となつて再入院を求めて來た例が大半なのである。

ところで患者の人権の尊重は当然のことであり、種々な中間施設ができる現在のわが国のように入院がアルコール依存症の唯一の治療の場でなくなる近い将来では、当初より開放病棟で治療が行なわれ得るようになるであろうが、現状では、アルコール症患者はその職業、社会的地位、家庭的環境、教育、知能、入院区分等によつてそれぞれ差があり、非常に幅が広いが、当院で扱わざるを得ない症例はいきおい底辺のアルコール症がほとんどであるので、最初からこれらすべての症例を開放病棟で治療することは、現状では大変困難である。

当院においてはよほど重症な合併症がないかぎり、入院患者はまずアルコール専門病棟で治療することにしている。

この病棟は保護室二二床、閉鎖病棟六〇床より成っている。

これに看護士一八名、看護婦三名、女性の看護保助者三名のチームを編成して当つてはいる。患者の日常生活は、規律正しい団体生活を基本としており、連帶責任制を採つてはいる。ここでは男子の職員はきびしく父親の役目を、看護婦は訴えに對して受容的でやさしく母親の役目を果たすようにしている。こうした強い治療チームを組織することにより、入院当初の離脱症状に統く患者の執拗な要求、強迫、扇動等に対応し、長時間耐えることが可能になる。

この専門病棟では集団で規律正しい生活を当院においては行なつてはいるだけなく、体育館においてサーキットウェイトトレーニングとバスケットボールゲームを強力に推し進め、毎月効果判定のための体力測定を定期的に行なつてはいる。

その他入院期間三ヵ月以内とそれ以上に分けてのグループ討議（何でも気軽に話すことができるという意味で、G・J、グループジョッキーと呼んでいる）、専門病棟全員を対象にして月一回の瀬野川塾と称する筆者の教育的アプローチをこころみている。以上大体三ヵ月間のプログラムを組んでいる。

従来より私立精神病院とその周辺のコミュニティとは密接なかかわりを持つておらず、本症例のごとく何十年という経過を観察・治療することになるのが通例で、いわば生涯ケアの役割を果たしているのが私立精神病院の特徴であるように思う。

さらに大都会と異なり、人口動態の少ない地方都市に存在する筆者の病院では、入院患者の八〇%以上がその土地で生まれ育つており、こうした患者を医師もその土地の方言丸出しで治療するという特性がこれに加わるのである。

本症例の大量飲酒のきっかけは、第一回目入院も妻が浮気をしていると患者の友人からささやかれたのを苦にしたのが契機であつたし、その後の再入院もいずれも同僚、家族という内外における対人関係において適応の失敗が認められており、前述のごとき対人葛藤の所産であつた。

次に本症例は低階層家族ではあるが、浮浪者 (skid lower) ではなく、酔うと粗野で暴力を

主体とする酒乱ではあるが、典型的な病的酩酊とは言い難く、一見してアプローチの困難な例に思えたが、前述のごとくこうした意味合いで情緒障害を対象とする精神療法が可能な症例であつたように思われる。

精神療法の適応時期としては、入院当初のアルコール離脱に続き刺激期とでもいえる精神的不穏状態を経過した後において効果が認められた。

本症例は当院入院二回目（通算六回目）で振戦せん妄の発呈をみており、この回復後に野外食に参加して悟りを開いている。

確かに患者にとって意識障害の発呈することは非常に精神的にショックなことであり、これがかえって禁酒の決意を固める因になることが多いようである。

ただしこれも患者にとって最初の振戦せん妄の経験のみに通用するようであり、入院する都度せん妄状態を発呈するような例では、こうなれば当然人格・知能の低下もまぬがれないこともあってか禁酒の動機とはならなくなる。

さらに付け加えるならば、あれだけ酔うと母親に乱暴し、また母親も患者を恐れ、入院時には治療のためには死んでも良いとまで医師に訴えて置きながらも、比較的短期間で母親が連れ帰っており、もともと離婚の時も本人の意志というより母親の強い意見で不本意ながら離婚したという経緯があり、常に主導権が母親にあり、本人も結局これに従うという患者と母親の固定

着が強く認められた。

一般にアルコール症の治癒とは大体数年間禁酒して初めて治ったといえるとされており、事実飲む習慣から飲まない習慣に転ずるには数年間を要するのは当然のことである。

W・H・Oの専門委員会の提案で「禁酒成功者」（“Successfully arrested alcoholic”）『アルコール辞典』一八頁、診断と治療社、一九七九）という言葉がすでにあり、これによると「数年間飲酒しないでいるアルコール症者」のことをいうが、本症例が悟りを開いた第六回目の入院以後の再入院までの期間は、第七回目入院までに四年一ヶ月、第八回目入院までには一〇カ月間、第九回目入院は一年間、第一〇回目入院をするには実に六年間を経過しているのである。

委員会ではこの用語は数年間完全に禁酒できた患者に対してのみ使用すべきであると定義しているのであるが、本症例より考察するならば、たとえ数年間禁酒し得たとしても、「治療に成功した」ではなく「抑制に成功した」のであって、今後もなお生涯ケアとして見守るべきである症例のように思われる。